

子どもにやさしい まちづくり委員会資料
元. 5. 27
こども育成課

(協議事項)

第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画の策定（案）について

1 第2次推進計画の骨子

(1) 策定方針

第2次推進計画は、第1次推進計画の基本理念、基本目標、施策の方向、推進施策を継承します。さらに、「子どもにやさしいまちづくり委員会」による推進計画の審議・検証結果や、子どもの権利に関するアンケートの調査結果等から明らかになった課題等について、新たな取組みや重点事業として推進計画に盛り込み、次の段階への移行をめざすことを第2次推進計画の策定方針とします。

(2) 位置付け

「健康寿命延伸都市・松本」を将来の都市像とする「松本市総合計画基本構想2020」および「第10次基本計画」のほか、子どもの権利保障の視点から、子どもに関わる他の計画「松本市教育振興基本計画」、「松本市子ども・子育て支援事業計画」、「地域づくり計画」、「松本市食育推進計画」、「健康づくり計画スマイルライフ松本21」、さらに、「松本市子どもの未来応援指針」、「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」これらの計画等と整合を図りながら策定します。

※計画の位置付けイメージ（別紙1参照）

(3) 重点事業について

子ども自身の力で解決することが困難である今日的課題（児童虐待、いじめ、貧困、外国由来、LGBT等）への対応については、重点事業として取り組みます。

2 計画期間

令和2年度（2020年）から令和6年度（2024年）までの5年間とします。

3 計画の構成（計画の基本的な構成案は下表のとおりとします。）

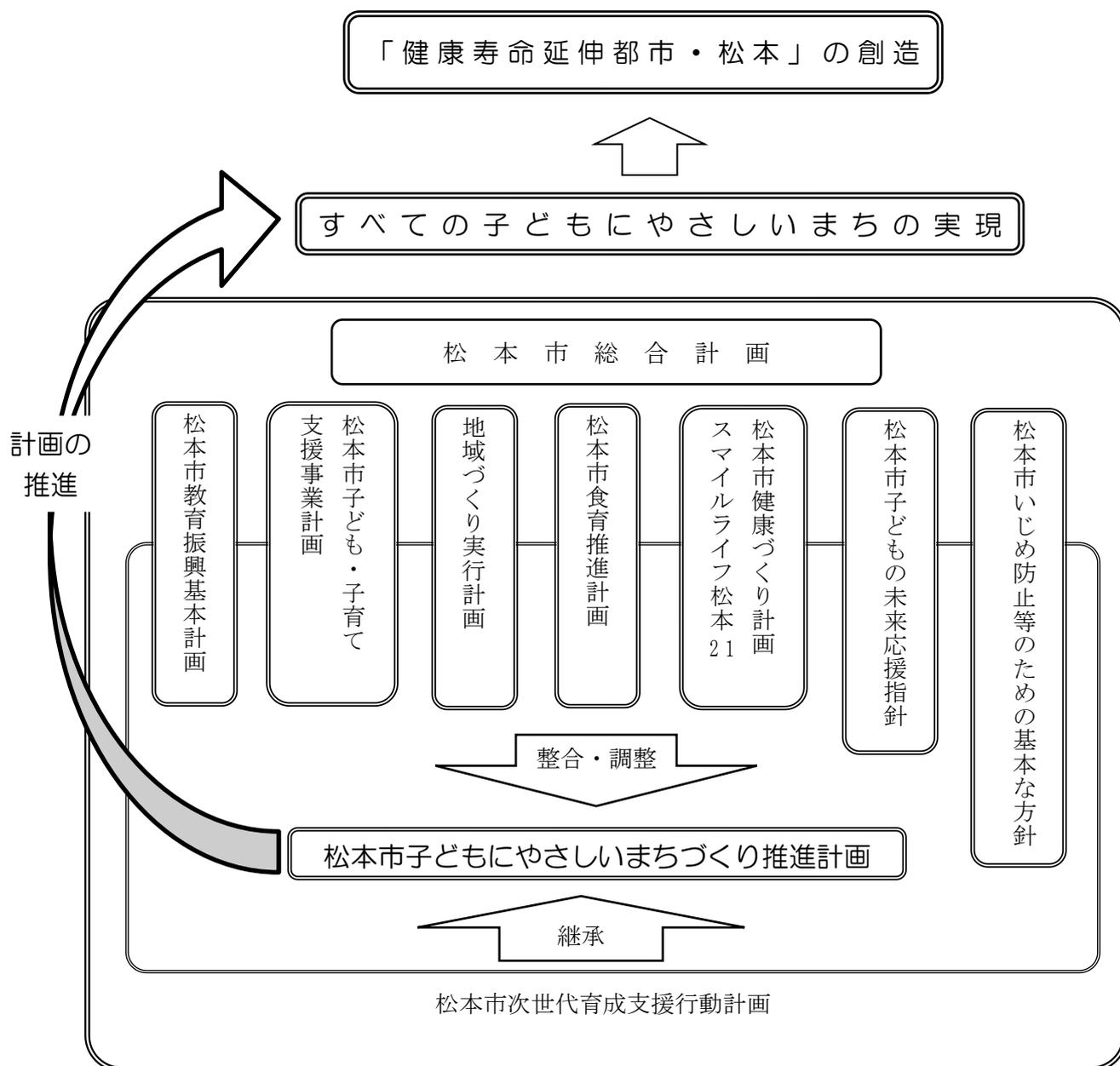
第1章	計画策定にあたって	1 計画の趣旨 2 位置づけ 3 計画期間
第2章	子どもの現状と課題	1 子どもをめぐる今日的課題の現状と市の取組み 2 アンケート結果からみた子どもをめぐる現状 3 第1次推進計画の検証結果と課題
第3章	計画の基本的な考え方	1 基本理念 2 基本目標 3 体系図
第4章	推進施策	推進施策

第5章	計画の推進体制と評価	1 計画の推進体制 2 計画の評価及び検証
第6章	資料編	

4 策定スケジュール

令和元年度		
5月20日	推進庁内調整会議幹事会	・第1次推進計画の検証等について ・第2次推進計画の策定(案)について
5月27日	第9回委員会	・第1次推進計画の検証等について ・第2次推進計画の策定(案)について
6月	推進庁内調整会議幹事会	・第2次推進計画(素案)の検討
7月	第10回委員会	・ //
8月	推進庁内調整会議	・第2次推進計画(案)の検討
9月上旬	第11回委員会	・ //
9月下旬	庁議	・第2次推進計画(案)の協議
10月中旬	市議会教育民生委員協議会	
10月下旬～ 11月下旬	パブリックコメントの実施 (1ヶ月)	
12月	第12回委員会	・第2次推進計画(案)の最終確認
1月	庁議	・第2次推進計画の決定
2月上旬	市議会教育民生委員協議会	・第2次推進計画の最終報告

計画の位置付けイメージ



第2章 子どもの現状と課題

1 子どもをめぐる今日的課題（虐待、いじめ、貧困等）の現状と市の取組み

虐待やいじめ、貧困等、様々な課題に、条例や計画がどう対応しているのか、第2次計画では今日的課題にも十分対応できるものにしていく必要があります。第1次の計画を中心にしながら、中間報告をふまえ、更に今日的課題にどのように対応していくかについて検討するため、現状と市の取組みについてまとめました。

(1) 虐待について

ア 虐待の状況

松本児童相談所管内の平成29年度（速報値）の児童相談は1,135件となっており、このうち松本市は50.3%と高い割合を占めています。相談の種別では養護相談が53.5%、うち児童虐待の受付数が484件となっています。区分別では心理的虐待が年々増加傾向にあります。

虐待の背景には貧困問題があり、貧困家庭の子どもが虐待を受け、その子どもが学校でいじめ等の問題行動をするなど、虐待・いじめ・貧困の問題は全て繋がっており、切り離されるものではありません。

また、親自身も子ども時代に虐待を受け、必要な支援を受けられないまま大人になり、家庭を持ち、自らの子を虐待してしまう、虐待の世代間伝達という問題があります。社会構造の中にある各種ハラスメントが大人の世界で横行しているといった社会のありように根ざした問題であり、叱咤・激励だけでは解決しない問題です。

虐待を始めとする子どもの逆境的体験は、一時的な身体的、精神的ストレスのみならず、その後の発達や成長影響すると医学的な分野でも研究が進んでいます。

イ 本市の対応

児童虐待通告の受付、対応、相談業務を行っており、通告があった場合は、児童相談所と連携し、48時間以内に状況の確認を行っています。

また、関係機関や団体で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、全体会合を年1回、実務者による会議を年4回行い、虐待に関する情報交換を行うとともに、必要な場合は個別のケースについて随時個別検討会を行い、関係機関との連携を密にしてネットワークを構築し、要保護児童への効果的な対応を行っています。

(2) いじめについて

ア いじめの状況

いじめ解消の文科省の定義では、「事案が発生して少なくとも3か月を目安としてその事象行為が止んでいること」「心身の苦痛を感じていないこと」の2要件がそろって解消となっています。いじめの認知が、各自治体、各小中学校で大きな差があることが課題となっており、各学校でのいじめの認知のしかた、取り組みが注視されており、文科省は、いじめの認知の仕方を細かく決め、各都道府県から学校へ周知を進めています。

県は平成29昨年度からLINEでの相談窓口を開設しましたが、相談が大量にあり、重大事案が分かりにくいこと、匿名性が高く具体的解決にまで至りにくい等の課題があります。

イ 本市の対応

本市では2か月に1回、全小中学校でのいじめの調査を行い、「松本市いじめ問題対策調査委員会」（年2回実施）で情報共有しています。指導主事・不登校支援アドバイザーによる学校訪問（1校につき年間3～4回）や魅力ある学校づくり（不登校等の問題も含め、担当の指導主事が授業について指導、アドバイスをを行う等）、不登校支援・相談対応等を行っています。

(3) 貧困について

ア 貧困の状況

貧困には、衣食住の欠乏により生命維持の危機にさらされる状態にある絶対的貧困と、可処分所得が全人口の中央値の半分未満という基準に該当する相対的貧困があります。

相対的貧困の問題は、貧困状態である親に迷惑をかけまいとして、子どもが学習や友人との交流を我慢することで、やがて子どもの学力や対人スキルの低下、社会からの孤立、就労機会の喪失につながり、貧困から抜け出せなくなる、貧困の連鎖を生み出すことにあります。ただし、相対的貧困問題は子どもにとって大きなリスク要因ではありますが、これが解消されたからといって、子どもにとっての環境的不利がなくなるわけではありません。

イ 本市の対応

本市では、経済的な問題のみならず、子どもの権利条例に照らし、生育環境の悪化に伴い、子どもの権利侵害が発生する恐れのある状態（心・経験・つながり・文化の貧困）を子どもの貧困と捉え、具体的な取組みとして、子どもの権利条例の理念に基づいた、子どもの未来応援指針の策定、子どもの居場所づくり推進事業の創設等を行いました。

子どもの居場所づくり推進事業は、平成30年度は市内10会場で実施されており、学校や家庭とは違う環境に子どもたちの居場所ができることで、新たな経験や人間関係ができ、自己肯定感の向上といった効果が出ています。

(4) 外国にルーツを持つ子どもについて

ア 外国にルーツを持つ子どもの状況

外国由来の児童・生徒のうち、日本語指導が必要として学校から松本市子ども日本語教育センターへ支援を依頼された児童生徒の数は、平成30年度は49人となっています（平成30年12月現在）。子どもたちが来日する理由は、親の就労や結婚等で、親が先に来日し、後から子どもを来日させ、ビザを取得させるケースが多くなっています。17歳を過ぎると子どものビザが取得できないため、16歳までに子どもを来日させる必要があります。子どもたちが日本の学校に通うにあたり、様々な困難に直面しています。

イ 本市の対応

NPO法人との協働などにより、本市では教科学習に限らず、家庭を含めたサポートを行うなど、外国由来の子どもたちのサポート体制を敷いていますが、高校進学を見据えた学習支援が不十分であること、思春期におけるアイデンティティー確立の難しさなど、子どもたちは将来の展望を描けずにいる現状があります。

(5) 性的マイノリティの子どもについて

ア 性的マイノリティの子ども状況

性的マイノリティの割合は、7.6%（13人に1人）とされており、左利きの割合（8～15%）や障害手帳を持つ人の割合（6%）と比べても身近ですが、ある調査では、周囲にLGBTの人がいると思うかどうかを尋ねたところ、「いると思う」と回答した人は9%に留まり、50代以降の人では、1%未満で認知は少なくなっています。

LGBTであることについて、当事者は「周囲はLGBTに偏見を持っている」と思う割合が半数近くいるのに対し、非当事者は「偏見を持っている」と思う割合は34%程度と、意識の差があります。アンケート調査では、LGBTであることによるいじめや自傷行為の経験、心身の健康に影響があることも明らかになっており、子どもの生活環境の改善が望まれます。

イ 本市の対応

性的少数者の理解に関する書籍・DVDの貸し出しを行うとともに、性の多様性を尊重する社会づくりに関する活動を行う登録団体に対して会議スペースを利用できるようにしています。

また、性的少数者の悩みについては、相談窓口を設けています。

2 アンケートからみた子どもをめぐる現状

本市では、子どもの思いや願い等を把握するため、平成23年度、25年度、27年度に子どもを対象としたアンケート調査を実施しています。経年変化を比較し、次期計画策定の基礎資料とするため平成30年度にもアンケート調査を実施しました。その結果から、現在の子どもを取り巻く状況の傾向についてまとめました。

(1) アンケートの概要

ア 調査期間

平成30年11月15日から12月20日まで

イ 調査対象及び回収率

市内各学校（全70校）の小学5年生、中学2年生、高校1・2年生の1クラスの児童生徒とその保護者、それぞれ2,265人 合計4,530人に配付

		小学校	中学校	高校	特別支援学校	合計
学校数		30	23	13	4	70
配布調査票数		775	609	848	33	2,265
子ども	回収数	725	576	748	32	2,081
	回収率	93.5%	94.6%	88.2%	97.0%	91.9%
保護者	回収数	683	508	599	21	1,811
	回収率	88.1%	83.4%	70.6%	63.6%	80.0%

【回収結果】

(単位：人)

ウ 実施方法

各学校へ配布し後日回収、特別支援学校（ろう学校以外）は、市職員が聞き取り調査

エ 設問項目数

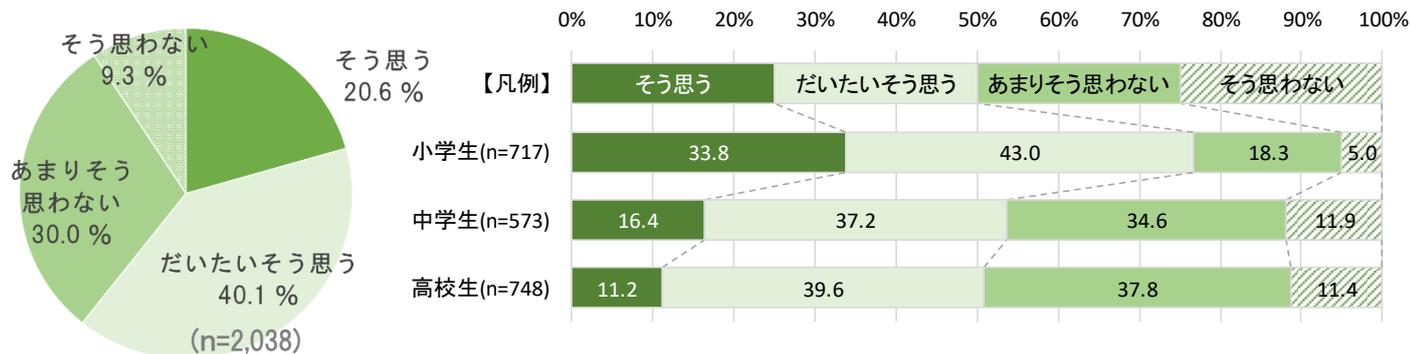
子ども向けアンケート（設問数35問）

保護者向けアンケート（設問数14問）

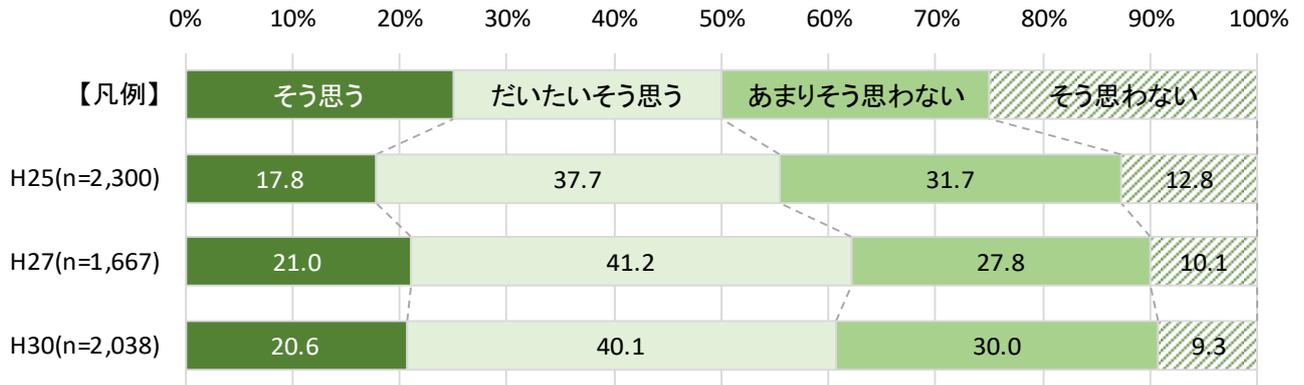
(2) アンケート結果について

ア 子どもの自己肯定感

「自分のことが好きですか」の回答を見ると、前回の調査結果と同様に肯定的な回答が6割を超えていますが、学年が上がるにつれて低下する傾向にありました。



自分のことが好きか（経年比較）

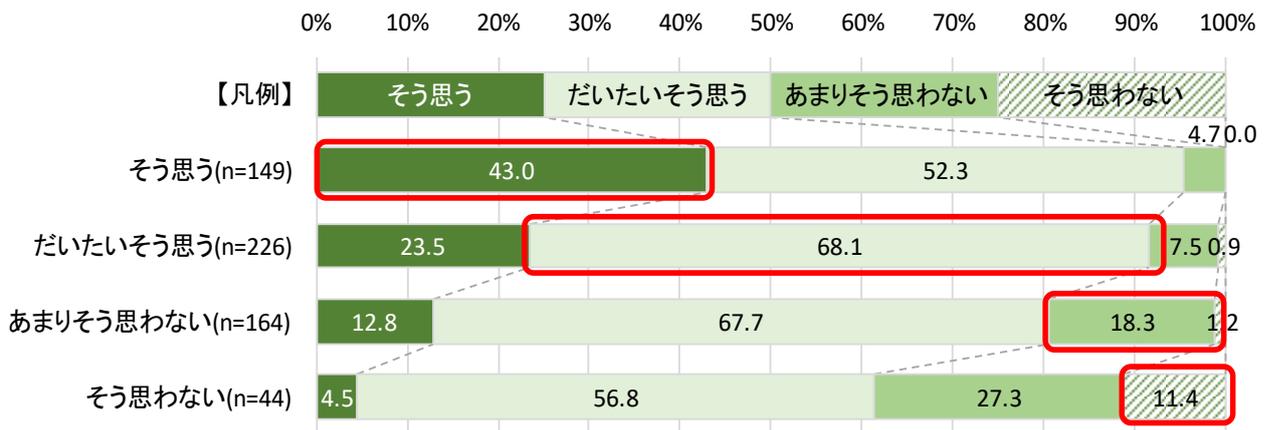


イ 子どもの自己肯定感と保護者との差異

親子セットで回収ができた調査票（604組）において、子どもの自己肯定感が高い親子の方が双方の認識が一致している傾向にあり、子どもの自己肯定感が低い親子では、親が子どもの自己肯定感を過大に評価している傾向がみられました。

【保護者】お子さんは「自分のことが好き」と思っていると思うか

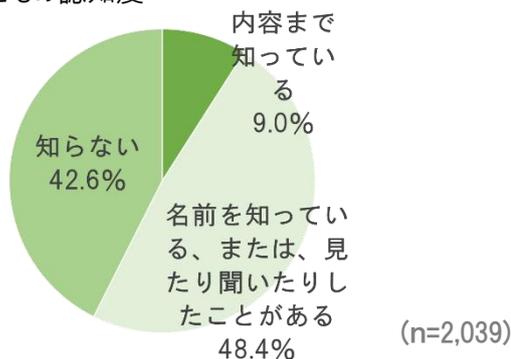
縦軸【子ども】
自分のことが好きか



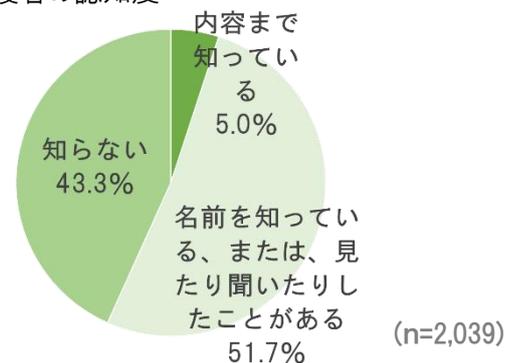
ウ 「松本市子どもの権利に関する条例」の認知度

子どもの条例に対する認知度は、「内容まで知っている」と「名前を知っている、または見たり聞いたりしたことがある」を合わせると、子どもで57.4%、保護者56.7%で、前回の調査（H27年度 子ども23.6%、保護者44.7%）より高くなっていました。しかし、「内容まで知っている」の割合だけを見ると、子ども9.0%、保護者5.0%に留まっており、引き続き周知が必要であると思われます。

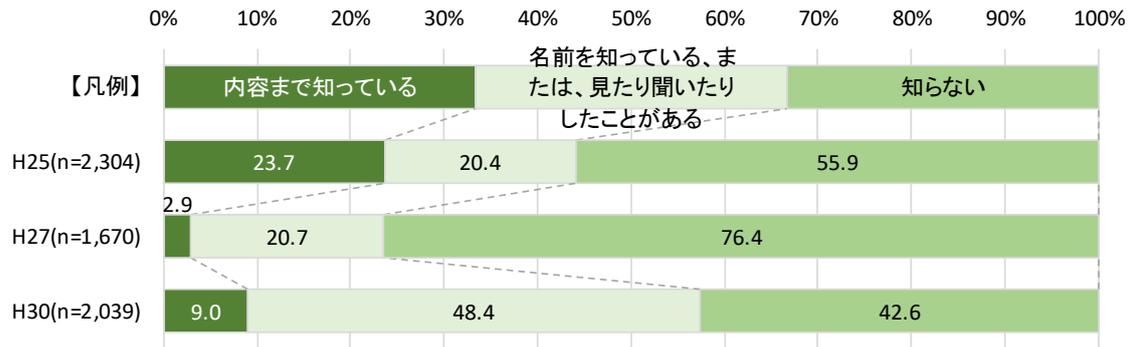
子どもの認知度



保護者の認知度



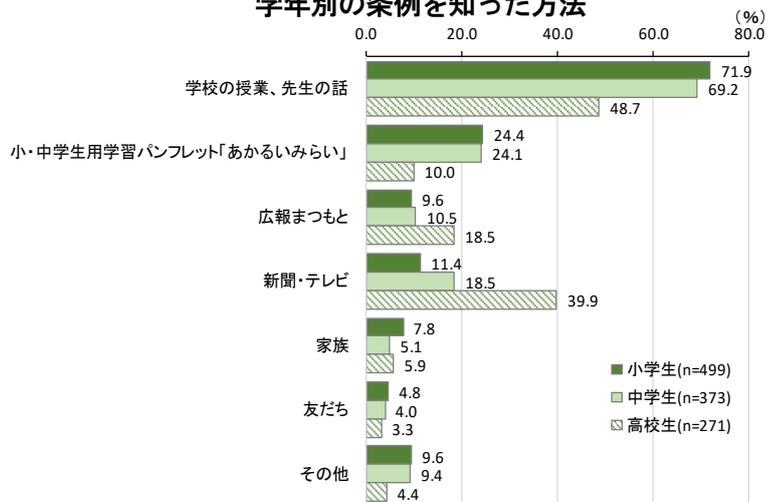
松本市子どもの権利に関する条例を知っているか（経年比較）



学年別の条例を知った方法

エ 条例を知った方法

どの学年も「学校の授業、先生の話」が一番多くなっていますが、学年が上がるごとに、その割合は低くなり、「新聞・テレビ」「広報まつもと」は逆に高くなっています。

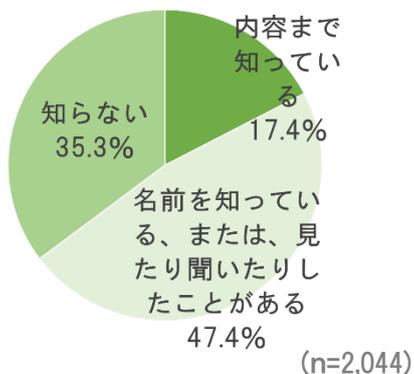


オ 子どもの権利相談室「こころの鈴」の認知度

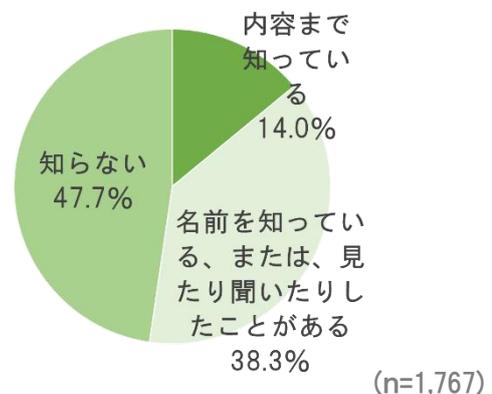
平成27年度までの調査では、こころの鈴について「知っている」、または「知らない」の2択で聞いており、認知度は15.7%にとどまっていた。今回新たに「名前を知っている、または見たり聞いたりしたことがある」を加えて聞いた結果、認知度は64.8%となりました。しかし、学年が上がるごとに認知度は低くなり、高校生は35.9%にとどまりました。

保護者については、「内容まで知っている」と「名前を知っている、または見たり聞いたりしたことがある」を合わせると52.3%で、学年が上がると、子どもと同様に認知度は下がっていました。

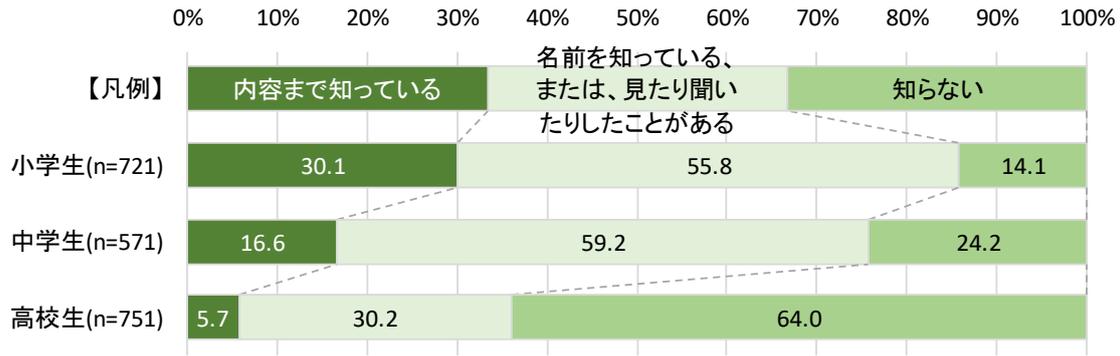
子どもの認知度



保護者の認知度

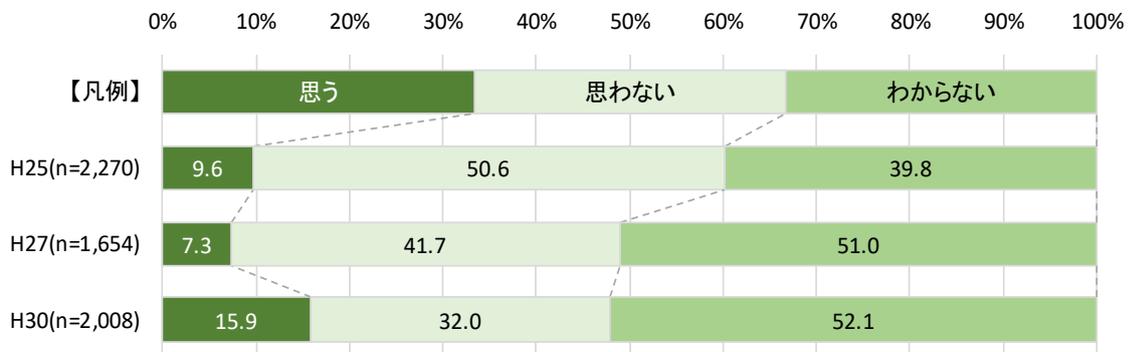


「こころの鈴」を知っているか（子どもの年代別）



こころの鈴に「相談したいと思う」と回答した人は増加し、「思わない」と答えた人は減少してきています。

「こころの鈴」に相談したいと思うか（経年比較）



カ 自己肯定感と他の項目との関連

自己肯定感の高い子と低い子が、他の設問にどう答えたかについて、一定の有意差がみられました。主なものは次のとおりです。

設問	自己肯定感とのクロス集計結果
今打ち込んでいること、やりがいを感じることは何ですか	自己肯定感が高い子ほど、「学校の勉強」「友達との遊びや活動」「地域のスポーツ活動」が高く、自己肯定感が低い子ほど、「パソコンやスマホ、インターネットなど」「一人でするゲーム」「今打ち込んでいること、やりがいを感じていることはない」が高い。
遊んだり休んだり、自分の好きなことをする時間が十分にありますか	自己肯定感が高い子ほど、「自分の好きなことをする時間がある」と答えている。
困っているとき、つらいとき誰に相談しますか	自己肯定感が低い子ほど、「誰にも相談しない」と答える割合が高い。
将来、つきたい仕事はありますか	自己肯定感が高い子ほど、「将来つきたい仕事がある」または「いくつかあるが、まだ決めていない」の回答が多くなっている。
おとなになって住みたいまちはどこですか	自己肯定感が高い子ほど、「松本市に住みたい」と答える割合が高い。

キ 「子どもの権利条例」ができたことへの評価の理由（自由記述から）

～良かったと思う～

- ・大人と同じように遠慮なく堂々と生きることを細かく書いてあるから。(小学生)
- ・一人で困っているときに悩みを聞いてくれる場所ができたから。(中学生)
- ・虐待死が増える中、この条例ができたのはそれを止める第一歩になると思うから。(中学生)
- ・松本市が子どもを大切にしていこうという気持ちが伝わるから。(高校生)

～良かったと思わない～

- ・条例ができただけでこの世界が変わったわけでもないから。(小学生)
- ・どうせ変わらない。子どもは大人のわからないところで誰かを傷つける。(中学生)
- ・子どもの権利についてまだ知らない人がいる。(高校生)